

住民基本台帳ネットワークシステム の運用状況について



Shizuoka Prefecture

令和4年12月22日(木)
静岡県経営管理部

住民基本台帳ネットワークシステムの概要

1 住基ネットとは

- 住民基本台帳ネットワークシステムは平成14年8月5日に稼働開始。
- 住民基本台帳（住民票）を全国でネットワーク化。
- 「本人確認情報」を全国で利用できる仕組みを地方自治体共同の全国統一システムとして構築。
- 住民基本台帳法に基づき、住民票コード等を検索キーとして全国共通の本人確認が可能。
- もって、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化を図る。
- 市町村は都道府県に、都道府県は地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に「本人確認情報」を送信。（法第30条の6、7）
- 本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定。（住基法第30条の15）

2 本人確認情報とは

- 住民基本台帳基本4情報（氏名・生年月日・性別・住所）
- 個人番号（マイナンバー：12桁の数字）
- 住民票コード（11桁のランダムな数字）
- 変更情報（転入・転出等の情報）

3 住基ネット利用のメリット

- 本人確認情報の利用により住民票の写し、年金の現況届等の添付の省略が可能になる。
- 住民票の写しの広域交付のサービスを受けることができる。
- マイナンバーカードの交付を受けることができる。（コンビニ交付、転入転出手続の簡素化）
（住民基本台帳カードの新規発行は平成27年12月に停止）
- 市町村の住民基本台帳事務の効率化（本人確認、転入転出、戸籍の附票の送信等）

住民基本台帳ネットワークシステムの構成

システムの構成



※CS(コミュニケーションサーバ)・・・各市町村に既に設置されている住民基本台帳事務のためのコンピュータと住民基本台帳ネットワークシステムとの橋渡しをするために新たに設置するコンピュータ
 ※FW(ファイアウォール)・・・不正侵入を防止するコンピュータ

コミュニケーションサーバ (CS) という中継用のサーバが設置され、既存の業務ネットワークと住基ネット回線にそれぞれ個別のファイアウォールを介して接続する。既存の住基システムとは業務ネットワーク側のファイアウォールを通して通信を行う。また、CS端末と呼ぶ検索用端末があり、CSと通信して住基ネット上の情報を検索・表示することができる。CS端末はCSと同一のネットワークセグメントに置く場合と、業務ネットワーク内に置いてファイアウォール経由でCSにアクセスする場合と、両方ある。

国・県・市町村の役割

住民の個人情報を適切に送受信するため、市町村、都道府県及び国(機構)のそれぞれの組織の役割・業務を明確にしてある。市町村は、既存住基システムと住基ネットとの橋渡しをするコミュニケーションサーバ(CS)を設置。都道府県は都道府県サーバ、機構は、全国サーバ及びコールセンターが、それぞれ設置している。

市町村	都道府県	機構
<p>既存住基システム CS</p>	<p>都道府県サーバ</p>	<p>全国サーバ コールセンター</p>
<p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存住基システムとの連携した住基ネットワークシステムの構築と運営 	<p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村及び住民情報提供機関と連携した住基ネットワークシステムの構築と運営 	<p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的、専門的に応じて処理を行った方が適当な事務を担託
<p>【業務面・運用面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳の管理 CS内の本人確認情報の管理 住民票のざしの提供交付、転入転出の受付処理、住民基本台帳カードの交付など 在職長から都道府県知事への本人確認情報の通知 CS運用管理(障害時の一次対応) 本人確認情報処理業務等の業務に関する関係処理 	<p>【業務面・運用面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県住民基本台帳情報の記録・保存 都道府県の給与・扶養等への本人確認情報の通知 県・市町村への本人確認情報の通知 都道府県サーバの運用管理(障害時の一次対応) 本人確認情報の開示請求、訂正の申出への対応 本人確認情報処理業務等の実施に関する関係処理 	<p>【業務面・運用面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国の住民の本人確認情報の記録・保存 行政機関への本人確認情報の提供及び国の機関等への提供状況の報告 地方公共団体に対する技術的助言及び情報の提供 全国サーバの運用管理 本人確認情報の開示請求、訂正の申出への対応 本人確認情報処理業務等の業務に関する関係処理

住民基本台帳ネットワークシステムの役割 本人確認情報の提供・利用実績

国の行政機関等への本人確認情報の提供（R2実績）

- ① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供（年金支給事務、司法試験の実施など） → **年間 約15億件**
- ② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供（パスポートの発給、税務事務など） → **年間約5,720万件**
- ③ 行政手続における住民票の写しの省略（パスポートの受給申請、免許等の申請など） → **年間約1,300万件**
- ④ 年金受給権者・被保険者の住所変更届、死亡届の提出を省略 → **全国で約1,300万人分**
- ⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → **全国で約4,000万人分**

静岡県の利用実績

- ・ 本県では、財務事務所、土木事務所等の58所属において、本人確認情報を行政事務に利用している。
- ・ 条例事務は平成20年4月より開始している。
- ・ 令和3年度の利用実績は、法令事務**377,190**件（前年度比 2.3倍）、条例事務**4,190**件（前年度比 1.5倍）
- ・ 令和2年度は**新型コロナウイルス感染症の影響**により各種資格の取得や更新に係る事務での利用数が減少。
（資格の例：介護支援専門員資格、特定医療費受給者証 等）

年度	法令事務		条例事務		主な利用事務
	事務数	利用件数	事務数	利用件数	
H15～R元	6～39	1,533,150	0～31	293,653	【法令事務】 ・ 県税賦課徴収事務のための居住確認 ・ 身体障害者手帳交付申請者の居住確認 など 【条例事務】 ・ 介護支援専門員資格申請者の居住確認 ・ 心身障害者扶養共済加入申込者の居住確認 など
R 2	39	160,929	33	2,830	
R 3	39	377,190	34	4,190	
計		2,071,269		300,673	

マイナンバーカード(及び住民基本台帳カード)を利用したコンビニ交付の拡大

- ・マイナンバーカード(又は住基カード)を本人確認に用いて、コンビニエンスストア等(※)に設置されたキオスク端末(多機能コピー機)で、住民票の写しや印鑑登録証明書等を交付するサービス。
- ・コンビニ等と市区町村との通信には安全対策が施されており、証明書は普通紙を使用しているが、偽変造対策が施されている。
- ・対応端末設置業者は、セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、郵便局等、全国約56,000店舗。
- ・令和4年11月16日現在、全国の982団体(対象人口1億人以上)で導入している。
- ・静岡県内では、現在32市町で導入している。

静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、南伊豆町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町



1 職員研修

①新年度研修(対象者:県)

- ・令和4年4月中旬に県内7箇所の会場で開催し、266名が参加。
- ・新規で住基ネットを利用する者及び各所属の業務管理者等が必ず出席するよう義務付けている。(継続利用者には、業務管理者等が研修を実施)
- ・住基ネットの概要、セキュリティ概論、県のセキュリティ要綱について説明。
- ・新規利用者は研修終了後、静脈登録を実施し、住基端末の操作方法を実習。
- ・マイナンバー制度の概要について説明。

②住基ネット担当者研修(対象者:市町住基ネット担当者)

- ・総務省及び機構と共催で5月に開催(3年ぶりに実地開催)。
- ・34市町77名が参加。
- ・住基ネットのセキュリティ対策、自己点検等について総務省が説明。

③セキュリティ研修(対象者:市町住基ネット担当者)

- ・令和4年11月30日にWeb開催し、35市町107名が参加。
- ・国の地域情報化アドバイザー大高氏を講師に招聘。
- ・セキュリティの基礎、情報漏洩の実例等を解説いただいた。

2 内部監査(県所属対象)

○セキュリティ要綱に基づき、年1回、全ての県利用所属を対象に監査を実施。

・下記3項目を重点に監査を実施している。

①セキュリティ対策に関する研修の実施

②利用制限の遵守

③本人確認情報検索・抽出の記録

・監査の透明性の確保を目的とし外部業者に監査補助を委託

(R2～3年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置のため委託中止)

○令和3年度監査の実施状況

・令和3年12月6日～令和4年1月24日に全58所属に対して実施

・不適切な事項を指摘した所属 21所属

・主な指摘事項は「検索する事務の根拠法令(条例)の選択誤り」、「検索記録の管理簿への記載漏れ」など

○令和4年度は、令和4年12月～令和5年1月に全58所属に対して実施中。

3 自己点検(市町対象)

○総務省が配布する「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表」を全市町が実施。

- ・調査表は規程類の整備状況、システムの運用に関すること等の全部で124項目。
- ・自己点検により1点(不適切)~3点(適切)で評価している。
- ・自己点検の結果については、県でヒアリングや現地調査を実施し内容を確認している。特に、操作履歴の確認状況について重点的に聞き取りを行い、目的外の利用がないか確認するよう助言。

○令和4年度の本県市町の平均点は、2.99点。

- ・3点(適切)の評価でない項目は、2市で2項目。
- ・主な不適切事項は「システムのバージョンアップ等が適切に行われているかの作業記録を残していない」、「研修を開催していない」。
- ・3点の評価でない全ての項目について「改善計画」を作成し改善を図っている。